

就学前から学齡期までの連続した支援に向けて

都内の学童保育の状況

――保育の内容・保育所との連携など――

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

はじめに

東京都社会福祉協議会では、平成25年3月に策定した「第3期3か年計画」により、25年度から3か年にわたり、就学前から学齢期までの連続した子ども・子育ての相談支援・情報提供のしくみの構築に取り組むことにしました。この取り組みの一つとして、平成27年度から本格実施される「子ども・子育て支援新制度」の「地域子ども・子育て支援事業」に法定化された「放課後児童クラブ（学童保育）」について検討することとし、その基礎資料として、都内における学童保育の現況を把握することを目的に「都内における学童保育の実施状況についての調査」を実施しました。

調査にあたっては、学童保育の運営・実施状況及び保育内容とあわせて、就学前から学齢期への継続した子ども・子育て支援のしくみの構築という課題設定から、学童保育の「保育所との連携の状況」や「学校や地域の社会資源との連携の状況」についても調査内容に加えました。

本書は、この調査結果を報告書としてまとめたものです。調査結果は、26年度に本会に設置する予定の保育所と学童保育との連携方策を検討する「学齢期子ども・子育て支援プロジェクト」（仮称）の資料とする予定ですが、都内の学童保育及び保育所並びに区市町村所管課の方々に是非ご覧をいただき、ご感想やご意見を賜れば幸いです。

最後になりますが、ご多忙の中本調査にご協力をいただきました学童保育の関係者の方々、区市町村の所管課の方々に感謝申し上げますとともに、調査の実施にあたりご助言をいただいた方々にお礼申し上げます。

平成26年2月

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会
事務局長 小林 秀樹

目次

第1章 調査のあらまし	5～15
1 調査実施のあらまし	6～7
2 調査結果のあらまし（まとめ）	8～15
（1）学童保育の運営・実施状況	8～9
（2）学童保育の保育内容	10～11
（3）保育所・小学校・地域の関係機関との連携の状況と課題	12～13
（4）区市町村・東京都・国への要望	14
（5）子ども・子育て新制度に対する意見	15
第2章 調査結果の概要	17～170
1 学童保育の運営・実施状況	18～72
（1）開設された年	18
（2）運営主体	19
（3）運営主体の「法人等」の内容	20
（4）開設している場所	21
（5）全児童対策事業、放課後子ども教室事業の実施	22～23
（6）全児童対策事業、放課後子ども教室事業の実施で留意していること	24～28
（7）対象学年	29～30
（8）入所（在籍）している児童数	31～32
（9-A）定員の有無と人数	34～35
（9-B）定員の決定者	36
（9-C）定員超過の場合の入所受入れの有無	37
（9-D）入所できなかった子どもの有無と人数	38～40
（10）入所（在籍）児童はいくつの学校から通っているか	41
（11）複数校区から通う理由	42
（12-A）障害のある子どもの受入れの有無と人数	43～44
（12-B）障害のある子どものための指導員の増員と人数	45
（12-C）障害のある子どもを受入れた場合の行政の補助	46
（12-D）障害のある子どもを受入れる場合の人数制限	47
（12-E）障害のある子どもの受入れ判断	48
（12-F）障害のある子どもの受入れのために実施していること、課題	49～53
（13）区市町村への報告事項	54
（14）学童保育の終了時刻	55～57

(15-A) 指導員の勤務体制	58
(15-B) 指導員1人に対する子どもの人数	59
(15-C) 指導員の総数	60
(15-D) 指導員の人数と雇用形態	61～62
(15-E) 指導員の研修の状況	63
(15-F) 指導員の確保、養成、定着のために区市町村が実施していること	64～65
(15-G) 指導員の確保、養成、定着のために区市町村に今後実施してほしいこと	66～68
(16) 学童保育のおやつ	69
(17) 毎月の保護者負担	70～71
(18) 保育料の減免について	72
2 学童保育の保育内容	73～105
(19) 新1年生を4月に迎えて学校が始まるまでの間で、児童の受入れや状況把握、集団づくりなどで取り組んでいること	73～76
(20) 新1年生を4月に迎えて学校が始まった後の段階で、児童の受入れや状況把握、集団づくりなどで取り組んでいること	77～80
(21) 保育理念、保育方針として掲げていること(文章化していること)	81～84
(22) 保育目的を記載した指導計画や行事計画	85
(23) 保育目的を記載した指導計画や行事計画の立て方	86
(24) 毎日の保育の中で大切にしていること、配慮していること	87～89
(25) 宿題や学習についてどのようにしているか	90～91
(26) 集団づくりや集団遊びについて、大切にしていること、工夫していること	92～98
(27) 保護者との連絡や意思疎通の方法	99
(28) 連絡帳や保護者との面談等で記載されていること、話されていること	100～101
(29) 学童保育の保育内容の充実のために創意工夫で取り組んでいること	102～105
3 保育所との連携の状況と課題	106～120
(30) 新1年生の内訳	106～107
(31) 児童が卒園する(卒園した)保育所との間での情報提供や情報交換のしくみや状況の有無	108
(32) 情報提供や情報交換のしくみや状況の内容	109～111
(33) 卒園する(卒園した)保育所と学童保育の両者が参加する会議の有無	112～114
(34) 継続した保育による子どもの育ちの支援のために、保育所と学童保育の間で連携や協力の方策として実施していること	115～116
(35) 保育所と学童保育の間で連携や協力をしていくうえでの課題	117～120

4	小学校との連携の状況と課題	121~133
(36)	小学校や学童保育の間での児童の様子の情報提供や交換のしくみや状況の有無	121~123
(37)	「保育所児童保育要録」の学童保育への提供の有無	124
(38)	小学校と学童保育の両者が参加する会議の有無	125~127
(39)	小学校と学童保育の間で連携や協力の方策として実施していることや創意工夫により取組んでいること	128~130
(40)	小学校と学童保育の間で連携や協力を実施する上での課題	131~133
5	地域の関係機関との連携の状況と課題	134~152
(41)	連携している地域の関係機関	134~140
(42)	今後、連携を強めていきたい地域の関係機関	141~143
(43)	学童保育が参加している地域の会議	144~145
(44)	学童保育の運営委員会に参加している地域の関係機関	146
(45)	入所している児童以外の地域の学齢期の児童の子育て支援のために学童保育として地域で取組んでいることや創意工夫していること	147~149
(46)	入所している児童以外の地域の学齢期の児童の子育て支援のために学童保育として地域で取組んでいくうえでの課題	150~152
6	区市町村・東京都・国への要望	153~158
(47)	学童保育が、保育所・小学校・地域の関係機関との連携、地域の子育て支援の取組み等をすすめていくうえでの条件整備等についての区市町村・東京都・国への要望	153~158
7	子ども・子育て支援新制度に対する意見、その他の意見	159~170
(48)	子ども・子育て支援新制度で学童保育の対象が6年生にまで広がったこと等についての意見	159~167
(49)	その他の意見（何でも）	168~170
第3章 資料		171~205
1	集計結果(選択肢による設問に対する回答の統計処理)	172~192
2	都内における区市町村による就学後の子ども・子育て支援に関する相談支援・情報提供の状況	193~197
3	調査票	198~205

第1章 調査のあらし



1 調査実施のあらまし

I 調査目的

子ども・子育て支援新制度の平成 27 年度からの本格的な施行を前にして、区市町村において相談支援・利用支援、情報提供の取組みの強化が求められている。東京都社会福祉協議会では、25 年度から 3 か年にわたり、就学前から学齢期までの連続した子ども・子育ての相談支援・情報提供のしくみの構築に取り組むこととした。この取組みの一つとして、新制度をふまえて区市町村が実施する「子ども・子育て支援事業」に法定化された「放課後児童クラブ（学童保育）」が果たすべき役割について検討することとし、その基礎資料として、現在の都内における学童保育の実施状況と課題を把握することを目的に、「**都内における学童保育の実施状況についての調査**」を実施する。基本的な視点はつぎのとおり。

- 1 子育て支援の充実のために学童保育に求められる保育内容
- 2 就学前から学齢期を通して切れ目のない子育てを実施するための保育の連続性・継続性の確保とそこでの学童保育のあり方
- 3 学童保育の保育所、小学校などの地域の子育て・社会資源との連携のあり方

II 調査対象

都内で学童保育を実施している事業所 1,661 か所

※事業休止中で返送のあった分を除く ※分室も 1 か所として扱う。

III 調査方法

- ・平成 25 年 10 月 2 日に調査依頼を郵送により送付。締切りは 11 月 6 日。
- ・合わせて区市町村学童保育所管課に協力依頼を送付。
- ・各学童保育事業所（一部所管課）からの郵送（一部メール）により回収。
- ・回答状況は、717 か所／1,661 か所。回答率は、43.2%。

※選択肢部分のみ締切までに回答のあった 637 か所で集計。

VI 調査内容

1 学童保育の運営・実施状況

- (1) 開設された年
- (2) 運営主体
- (3) 運営主体の「法人等」の内容
- (4) 開設している場所
- (5) 全児童対策事業、放課後子ども教室事業の実施
- (6) 同事業の実施で留意していること
- (7) 対象学年
- (8) 入所している児童数
- (9-A) 定員の有無と人数
- (9-B) 定員の決定者
- (9-C) 定員超過の場合の入所受入れの有無
- (9-D) 入所できなかった子どもの有無と人数
- (10) 入所児童はいくつの学校から通っているか
- (11) 複数校区から通う理由
- (12-A) 障害のある子どもの受入れの有無と人数
- (12-B) 同のための指導員の増員と人数
- (12-C) 同を受入れた

場合の行政の補助 (12-D) 同を受入れる場合の人数制限 (12-E) 同の受入れ判断 (12-F) 同の受入れのために実施していること、課題 (13) 区市町村への報告事項 (14) 学童保育の終了時刻 (15-A) 指導員の勤務体制 (15-B) 指導員 1 人に対する子どもの人数 (15-C) 指導員の総数 (15-D) 同の人数と雇用形態 (15-E) 同の研修の状況 (15-F) 同の確保、養成、定着のために区市町村が実施していること (15-G) 同のために今後実施してほしいこと (16) 学童保育のおやつ状況 (17) 毎月の保護者負担 (18) 保育料の減免

2 学童保育の保育内容

(19) 新 1 年生を 4 月に迎えて学校が始まるまでの間で、児童の受入れや状況把握、集団づくりで取組んでいること (20) 学校が始まった後の段階で取組んでいること (21) 保育理念、保育方針として掲げていること (22) 保育目的を記載した指導計画や行事計画 (23) 同計画の立て方 (24) 毎日の保育の中で大切に配慮していること (25) 宿題や学習について (26) 集団づくりや集団遊びについて、大切にしていること、工夫していること (27) 保護者との連絡や意思疎通の方法 (28) 連絡帳や保護者との面談等で記載、話されていること (29) 学童保育の保育内容の充実のために創意工夫で取組んでいること

3 保育所との連携の状況と課題

(30) 新 1 年生の内訳 (31) 児童が卒園する保育所との間での情報提供や情報交換のしくみや状況の有無 (32) 同のしくみや状況の内容 (33) 卒園する保育所と学童保育の両者が参加する会議の有無 (34) 継続した保育による子どもの育ちの支援のために、保育所と学童の間で連携や協力の方策として実施していること (35) 同を実施するうえでの課題

4 小学校との連携の状況と課題

(36) 小学校や学童保育の間での児童の様子の情報提供や交換のしくみや状況の有無 (37) 「保育所児童要録」の学童保育への提供 (38) 小学校と学童保育が参加する会議の有無 (39) 小学校と学童の間で連携や協力の方策として実施していることや創意工夫により取組んでいること (40) 小学校と学童保育の間で連携や協力を実施する上での課題

5 地域の関係機関との連携の状況と課題

(41) 連携している地域の関係機関 (42) 連携を強めていきたい地域の関係機関 (43) 学童保育が参加している地域の会議 (44) 学童保育の運営委員会に参加している地域の関係機関 (45) 入所している児童以外の地域の学齢期の児童の子育て支援のために学童保育として地域で取組んでいることや創意工夫していること (46) 入所している児童以外の地域の学齢期の児童の子育て支援のために地域で取組んでいくうえでの課題

6 区市町村・東京都・国への要望

(47) 学童保育が、保育所・小学校・地域の関係機関との連携、地域の子育て支援の取り組み等をすすめていくうえでの条件整備等についての区市町村・東京都・国への要望

7 子ども・子育て新制度に対する意見、その他

(48) 子ども・子育て新制度に対する意見 (49) その他の意見

2 調査結果のあらまし（まとめ）

（1）学童保育の運営・実施状況

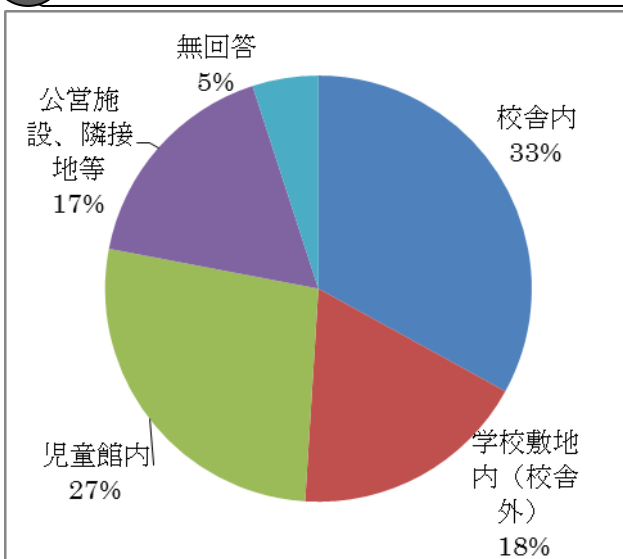
1 運営主体は
公立公営が3分の2
(全国は公立公営が4割)

《参考》東京都の学童クラブ施設数と設置主体

公設公営 1,084 か所 (62.4%)
公設民営 538 か所 (31.0%)
民設民営 115 か所 (6.6%) 1,737 か所

東京都福祉保健局：平成25年5月現在

2 開設場所は「学校内」が約半数で、「児童館内」が3割弱



3 全児童対策事業、放課後子ども教室事業と一体的に連携して実施している学童保育が留意していることは…

- ↓
- ・分ける部分と一緒の部分の工夫
 - ・情報交換
 - ・安全管理
 - ・ルールづくり
 - ・参加児童の状況確認など

4 対象学年は「3年生まで」が3分の2 ★基本3年生までだが障害で6年生まで延長含む

5 1学童保育の平均在籍児童数は57.5人 (全国は41.1人)

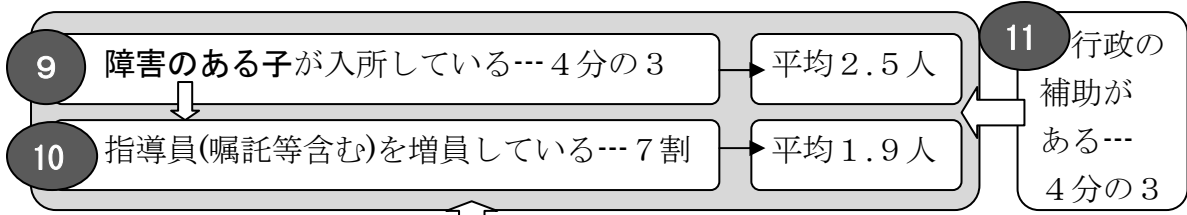
1年生が3分の1	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	35.9%	30.5%	24.0%	5.3%	2.3%	1.4%

6 定員は50～70人が多い (全国は20～39人が多い)

9人以下	10～19人	20～39人	40～49人	50～70人	71～99人	100人以上
0.0%	0.5%	10.6%	34.8%	44.0%	5.9%	4.3%

7 入所できなかった子どもが「いる」学童保育は2割…「把握できない」もあり

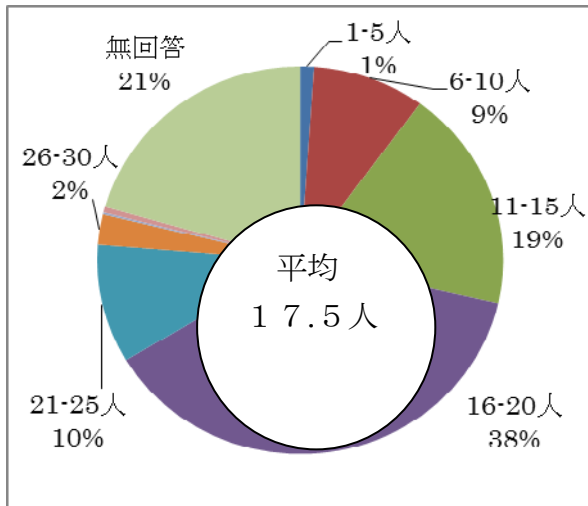
8 推計すると、都内で1,300人



12 《障害のある子どもを受入れるために実施していることと課題》
 ・受入れ基準 ・入所システム ・バリアフリー ・専門性 ・個別対応

13 指導員(嘱託等含む)の勤務体制
 毎日勤務が 4割 / 毎日勤務と交替勤務の組合せも 4割

14 通常の保育の中で
 指導員 1人がみる子どもの人数



15 指導員の人数と雇用形態

平均 6.4人		
正規職員	嘱託・非常勤	アルバイト
1.6人	3.8人	1.0人

正規のみ 14か所	正規 + 嘱託・非常勤 + アルバイト 465か所
	嘱託・非常勤 + アルバイト 102か所

n 581 か所

16 指導員に対する研修の状況
 区市町村主催の研修を受講--- 3割 区市町村以外の研修も受講--- 6割

17 終了時刻 (月～金曜日)
 通常は 17時が 30.5% 18時が 52.9%
 延長を含めると 18時が 52.3% 19時が 26.1%

18 毎月の保護者負担 (保育料+おやつ代+教材費。延長含まず。1年生1人の場合)
 「5,000～10,000円未満」が半数 「5,000円未満」が3割強

19 保育料の減免制度の対象
 ・生活保護世帯 ・非課税世帯 ・弟妹入所家庭 ・児童扶養手当世帯 等

(2) 学童保育の保育内容

1 新一年生を迎えて取組んでいることは・・・

学校が始まるまでの間は

- ・面談、訪問などによる児童の状況把握
- ・春休みの受入れ保育
- ・オリエンテーション
- ・名札、プレートの活用

学校が始まった後の段階では

- ・縦割り班で2、3年生が関って慣れるように
- ・学校との名簿交換による児童の把握
- ・4月個人面談等による保護者との情報交換

2 保育理念・方針として掲げていること：そのキーワードは・・・

環境

集団生活 異年齢集団 家庭的 楽しく 安心 安全 居場所 地域で

育成方針

自由と規律 健全育成 主体性 自立 生きる力 豊かな力 自主性

大切にすること

支援の視点

子どもの目線に立つ 専門的な支援

あいさつ・返事 聞く・伝える 思いやり 協調性 社会性 生活習慣

3 「保育計画を記載した指導計画」や「行事計画」は・・・

◎両計画とも立てている---7割弱

○行事計画のみ-----2割弱

☆全体で立てている---9割弱

★学年毎に立てている---1割弱

4

毎日の保育の中で大切にしていること
(6割以上の保育所が大切にしているとしたこと)

《多い順に》

- ・安全にケガなく過ごせるように
- ・ルールを守り、生活習慣を身につけることができるように
- ・いろいろな遊び、活動に挑戦できるように
- ・いじめがないように、すぐ気付くように
- ・自分の気持ちをきちんと伝える、相手の気持ちをおもいやる
- ・ひとりぼっちでなく友だちと遊べるように
- ・年下の子にやさしくしてあげられるように
- ・こどもたちにタテのつながりができるように
- ・宿題をやれるように
- ・特別に配慮が必要な子どもへの対応
- ・苦手なことにもチャレンジできるように
- ・外遊びをたくさんやれるように

5

集団づくりで大切にしていることは・・・

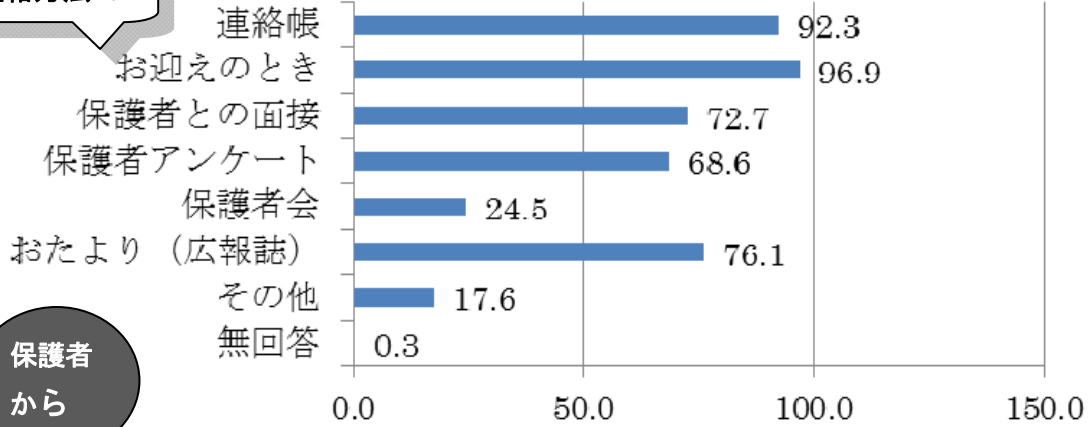
- ・縦割り班でつながりを深める
- ・安心して過ごせる、楽しめるなど
- ・「小集団」「班替え」などの工夫も

集団での遊びについて大切にしていることは・・・

- ・遊びを通して日常生活への意欲を高める
- ・協調性を身につける
- ・コミュニケーションがとれるようにするなど

6 保護者との連絡や意思疎通の方法と内容

連絡方法%



保護者から

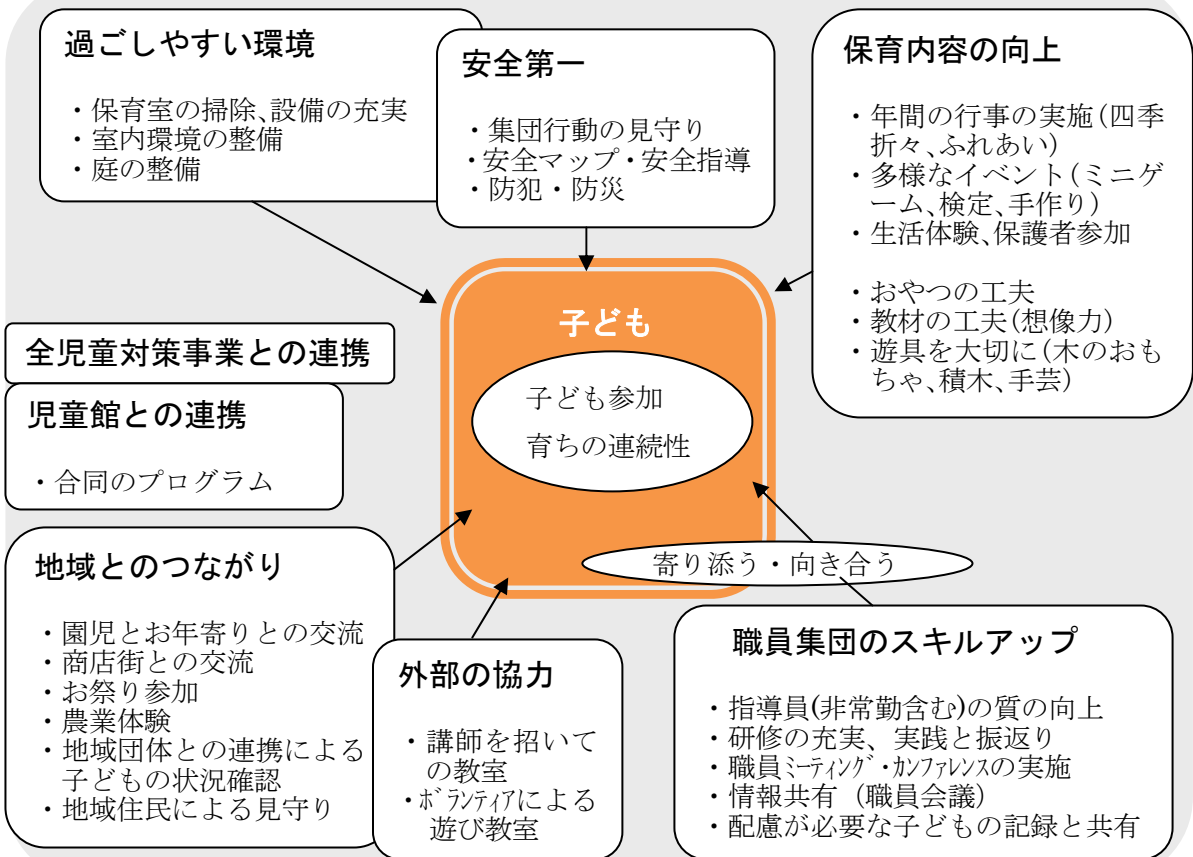
家庭での様子
友人関係
生活上の相談
自分の子どもの様子
保護者からの心配事
体調変化

アレルギー、ケガ、おやつの様子等

学童保育での様子
学童保育での友達との関わり
友だちとのトラブルの真相
連絡事項 (行事での持ち物)

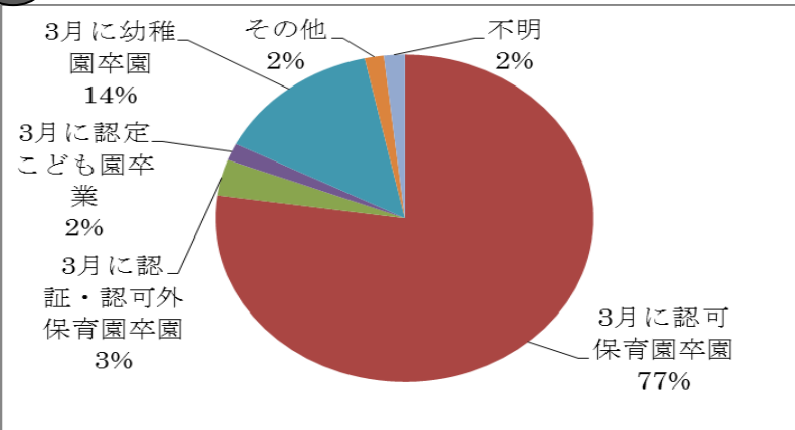
学童保育から

7 保育内容の充実のために取組んでいること



(3) 保育所・小学校・地域の関係機関との連携状況・課題

1 新1年生の状況：人数割合では「認可保育園卒園」が8割近い。



- ・「認可保育園卒園」の子どもは殆どの学童保育に来ている
- ・「幼稚園卒園」の子どもが来ている学童保育は8割

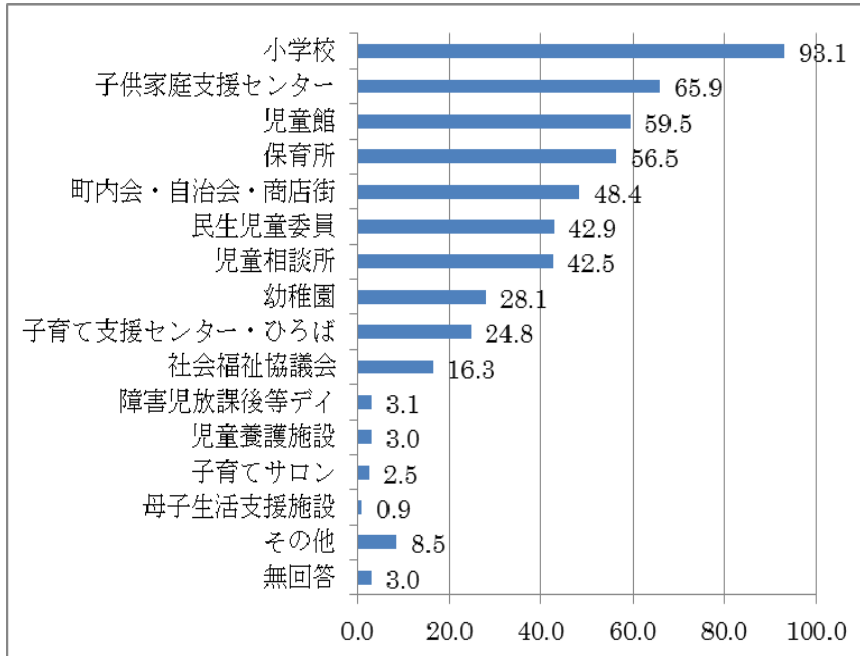
2 保育所との連携の状況

- 情報交換のしくみが「ある」は6割
 - ・「ある」場合も「一部の児童に必要なに応じてある」が8割
- 情報交換のツールとして一部で「就学支援シート」などを活用
 - ・保育所児童保育要録提供はなし
- 情報交換の内容は「障害児の保育園在園時の様子」が多い
- 学童保育と保育所の両者が参加する会議は「ない」が4分の3
 - ・保育所が参加している地域の会議に学童保育も参加している程度
- 連携方策として実施していること
 - ・情報交換会、連絡会 ・引き継ぎ
 - ・保育園に見に行ったり、逆に保育園児に学童保育に来て体験してもらう
 - ・互いに行事に参加して交流
- 連携をしていくうえでの課題
 - ・コミュニケーション不足と認識の違い
 - ・部署の違い ・トータルな視点の欠如
 - ・個人情報保護 ・学童保育側の体制
 - ・情報がもらえるしくみになっていない
 - ・学童保育と保育所の時間帯が合わない

3 学校との連携の状況

- 情報交換のしくみが「ある」は7割強
- 情報交換のツールとして一部で「就学支援シート」などを活用
 - ・保育所児童保育要録は情報が入ることも
- 情報交換の内容は「子どもの様子」「障害児などの心配なケース」が多い
- 学童保育と学校の両者が参加する会議は「ある」が半数を超える
 - ・「学校内会議」―学校運営協議会、学校開放委員会、特別支援学校との支援会議
 - ・「地域の会議」―地域子育てネットワーク連絡会、虐待防止関係者会議など
- 連携方策として実施していること
 - ・面談等の情報交換(定期)、随時連絡
 - ・双方のおたよりの交換
 - ・双方の行事への参加交流
 - ・小学校資源の活用
 - ・放課後子ども教室
- 連携をしていくうえでの課題
 - ・児童支援についての考え方の違い
 - ・学校の学童保育に対する認識不足
 - ・行政所管課の違い ・個人情報保護
 - ・学校からの情報提供がされない

○学童保育が連携している機関（％）



○連携の内容

子どもの育ちの支援
地域の子育て力の向上
問題ケースのフォロー
児童虐待の対応
障害児の受入れ
防災・災害時の協力
防犯の協力
あいている時間帯を地域に提供
一般児童の遊びの場の提供
学童保育児の行き帰りの見守り
ボランティア(遊び、学習)の派遣

その他——中学校、特別支援学校、教育センター、教育相談室、学校カウンセラー、図書館、発達センター発達クリニック、シルバー人材センター、PTA、警察署、消防署、青少年対策地区委員会など

○学童保育が参加している地域の会議

参加率は低い⇒

多い方から「要保護児童対策地域協議会」（16%）、「幼・保・小・学童保育所連絡会」（15%）、「安心・安全な地域づくり会議」など

○入所している児童以外の地域の学齢期児童の支援のために取り組んでいること

- ・学童保育が空いている時間帯の「場所の開放・利用開放」※見守りも含む
- ・「機材やスタッフなどの社会資源の地域への提供」
- ・「子育て相談」「地域向け講座」

★学童保育を卒所した児童に対する取り組みも実施

○地域の学齢期児童の支援のために取り組んでいくうえでの課題

地域の一般児童の支援は児童館の役割



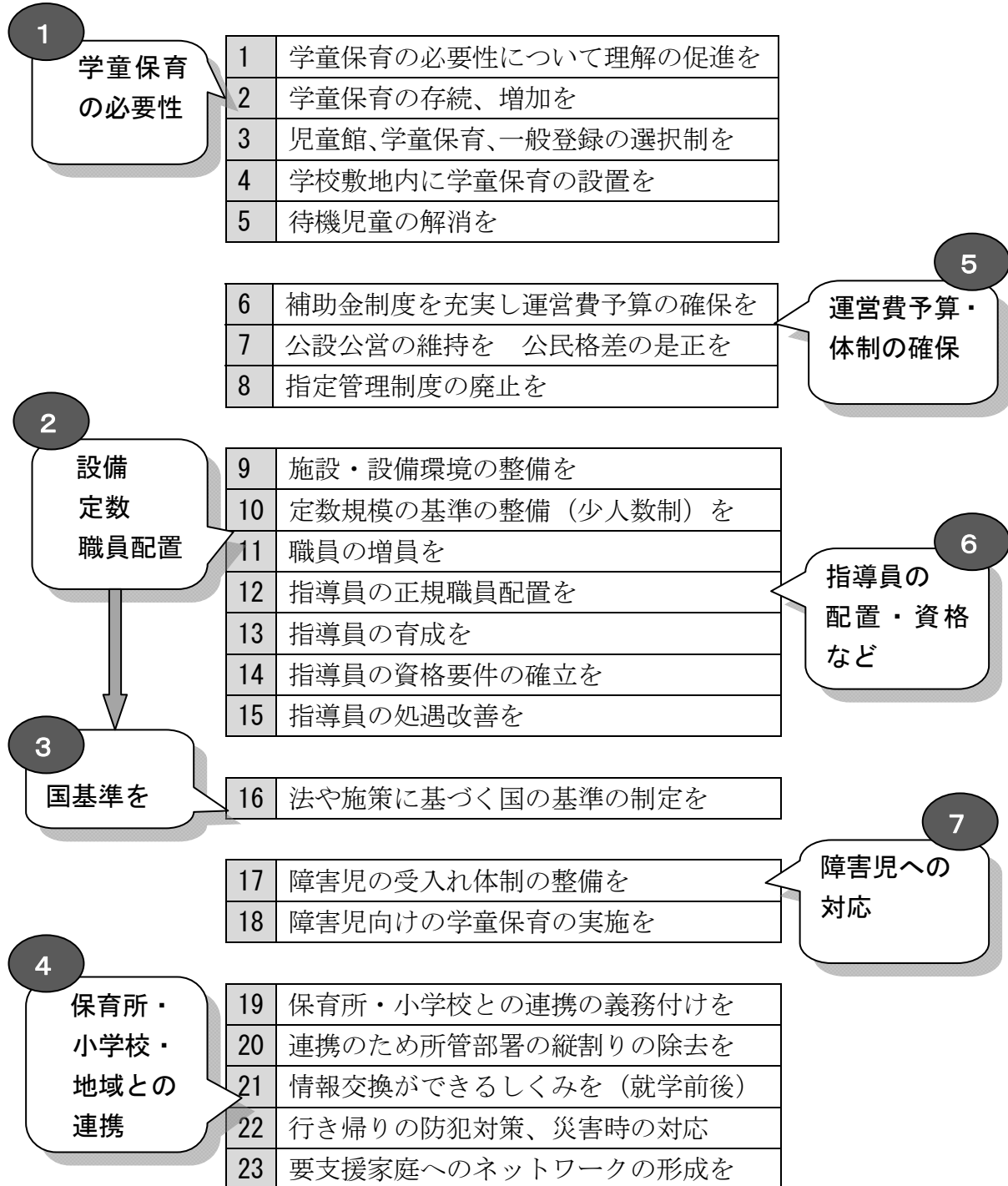
学童保育として地域に根ざしていく

取り組んでいくうえでの課題

- 「個人情報保護の問題」
- 「スペースや場所の確保が難しい」
- 「人的体制に余裕がない」
- 「情報発信手段が限られている」

(4) 区市町村・東京都・国への要望

学童保育が、保育所・小学校・地域の関係機関との連携、地域の子育て支援の取り組み等をすすめていくうえでの条件整備等についての区市町村・東京都・国への要望について聞きました。回答を大きく分けると7分野23項目になりました。



(5) 子ども・子育て新制度に対する意見

子ども・子育て支援新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」に学童保育が位置づけられ、対象も小学6年生までに広がりました（個々の学童保育での受入れの義務化ではないとのこと）。この新制度に対して寄せられた意見は次のとおりです。

1 小学6年生まで広げることに疑問の意見

学童保育としては必要ない。別の形で考えるべきである。

- 1 高学年は学童保育には来なくなる（障害児は別）。一般児童として対応すべき。
- 2 6年生まで広げるのであれば、学童保育という形ではなく、地域での遊び場、居場所の整備など、別の形での子育て支援を充実すべきである。

児童にとって家庭にとって望ましいことではない。高学年児童は自由に地域で。

- 1 児童がいつまでも守られる環境にあるのでは、自立していく力が育たない。
- 2 学年があがるにつれて地域に返していく（地域で過ごす）ことが必要である。
- 3 家庭保育の放棄になる。親子の関わりがますます薄くなるのではないか。
- 4 高学年児童はもっと自由に過ごすことを望んでいるのではないか。
- 5 子どもの成長という観点を基本にすべきである。
- 6 学童保育だけではなく、地域で子どもを見守ることが大切である。

学童保育で高学年児童を受入れることは、運営、支援内容、人的体制、設備・スペースなどの面で困難である。

- 1 対象が広がり規模も大きくなることで、個別的な支援や対応（特に配慮が必要な児童に対して）が難しくなり、質の低下を招く。施設の余裕もない。
- 2 高学年児童に対する職員のスキルアップが求められる。研修が必要。
- 3 定員オーバーになり、低学年の必要児童が保留（待機）になる可能性がある。
- 4 無用なニーズを掘り起こすだけである。

児童館などとの関わりで対応すべき。

- 1 高学年児童は児童館を活用すべきである。

両意見とも、小学6年生まで広げる場合には「児童の自主性・自立への配慮」「職員やスペースの体制整備」などが必要としています。

2 小学6年生まで広げる方向に賛成の意見

- 1 働く保護者を支援するしくみとして必要である。
- 2 6年生にまで広げるためには、子どもの自主性、自立に配慮する必要がある。
- 3 6年生にまで広げるためには、職員体制やスペースの確保が必要である。
- 4 6年生にまで広げる場合には、全児童対策的ではなくて、学童保育の機能を維持できるようにしてほしい。

就学前から学齢期までの連続した支援に向けて
都内の学童保育の状況

——保育の内容・保育所との連携など——

平成26年2月

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03 (3268) 7171

FAX 03 (3268) 7433